

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分について

1 取引停止等の処分の対象

- (1) 契約の履行に当たって、故意に工事・製造を粗雑にした者、物件の品質・数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者、不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たって、職員の職務を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 契約の履行に当たって、上記に該当する事実があった後2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 処分方針

- (1) 一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者
「1」に掲げる事実があった後、2年間競争に参加させない。
(公立大学法人岩手県立大学契約実施規程第3条)
- (2) 随意契約者
「1」に掲げる事実があった後、2年間契約の相手方として制約する。
(平成19年11月8日 総務財務室長決裁)